

# **社会保障審議会介護給付費分科会(第5回)議事次第**

平成14年2月13日(水)  
午前10時から12時まで  
於：厚生労働省省議室

## **議題**

- 1. 介護報酬について**  
(介護老人保健施設、短期入所生活介護・短期入所療養介護、その他)
- 2. その他**

# 1 介護老人保健施設

# 1 介護老人保健施設の現行の報酬体系

## 介護老人保健施設 サービス費

(I) 介護老人保健施設	
看護・介護職員の配置	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5
3:1	880 単位
	930 単位
	980 単位
	1,030 単位
	1,080 単位

(II) 介護老人保健施設	
看護・介護職員の配置	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5
3.6:1	810 単位
	857 単位
	903 単位
	949 単位
	995 単位

夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	x
97／100 を算定	

①入所者の数が運営規程に定める入所定員を超えているとき	x
②医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は、介護支援専門員の員数が基準に達していないとき	

リハビリ体制加算	1日につき 12 単位
痴呆専門棟加算	1日につき 76 単位
外泊時費用	1日につき (月 6 日以内) 444 単位
初期加算	1日につき (30 日以内) 30 単位
退所前後訪問指導加算	入所中 1 回 (又は 2 回) ・退所時 1 回 460 単位
退所時相談援助加算	入所者 1 人につき 1 回 1,070 単位
老人訪問看護指示加算	入所者 1 人につき 1 回 300 単位
緊急時治療管理	1日につき 500 単位
特定治療	

+ ( )

## 2 介護老人保健施設の報酬体系を考える視点

### 現行の報酬体系

#### 【報酬の類型】

- 要介護度別の報酬設定
- 看護・介護職員の人員配置に応じた報酬設定

(参考)

#### ○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

- ・基準省令第7条第5項  
介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- ・解釈通知（抜粋）  
入所者について、その病状及び身体の状態に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。その検討は病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも三月ごとには行うこと。

#### 【報酬設定のあり方】

- 介護老人保健施設の役割を踏まえた報酬設定
- 定のあり方にについてどう考えるか。
  - ・ 在宅復帰の機能や医療のあり方にについてどう考えるか。

#### 【規模別の報酬】

- 施設規模に応じた報酬設定についてどう考えるか。

#### 【加算・減算】

- 各加算・減算のあり方にについてどう考えるか。

#### 【加算等】

- 初期加算、外泊時費用、痴呆専門棟加算
- リハビリ体制加算
- 退所時等指導、老人訪問看護指示
- 緊急時治療管理、特定治療

#### 【減算】

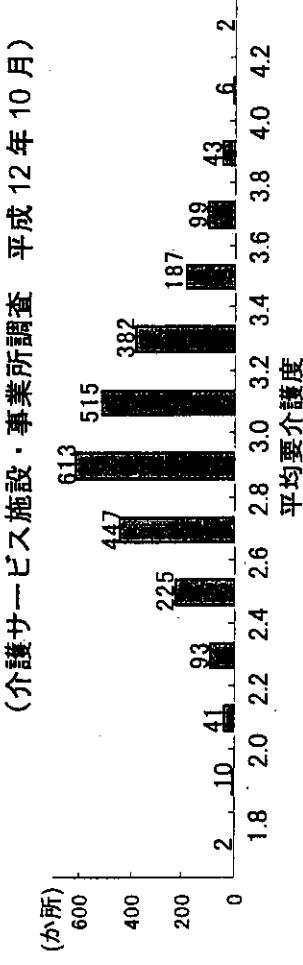
- 夜勤職員基準未満
- 定員超週利用、人員基準欠如

データ

① 入所者の要介護度別の割合  
(介護給付費実態調査 平成13年5月審査分)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
在所者数に対する割合	21.7	23.5	25.7	15.1(%)	3.06 (報酬設定時 2.85)

② 入所者の平均要介護度別の施設数の分布  
(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)



⑤ 施設からの退所者数 ※1 (人)

	平成10年	平成11年	平成12年
1ヵ月間の退所者数	19,830	20,262	17,849
在所者数に対する割合	12.4%	11.1%	8.4%

⑥ 退所者の退所までの在所日数 ※1 (%)

	平成10年	平成11年	平成12年
52.6	51.8	44.6	41.6
27.4	28.0	22.5	22.5
15.5	16.1	18.0	18.0
1	2.7	3.3	3.3

⑦ 退所後の行き先 ※1 (人)

	平成10年	平成11年	平成12年
家庭	9,276 (46.8%)	8,394 (41.4%)	8,030 (45.0%)
社会福祉施設	2,188 (11.0%)	2,655 (13.1%)	1,548 (8.7%)
医療機関	7,131 (36.0%)	7,860 (38.8%)	6,817 (38.2%)
死亡	267 (1.3%)	296 (1.5%)	303 (1.7%)
介護老人保健施設	—その他に含まれる—	—その他に含まれる—	—その他に含まれる—
その他	968 (4.9%)	1,057 (5.2%)	175 (1.0%)
計	19,830 (100%)	20,262 (100%)	17,849 (100%)

③ 定員と在所者数の推移 ※1 (人)

	平成10年	平成11年	平成12年
定員	190,457	211,395	233,536
(うち短期入所ケア定員)	(17,761)	(19,882)	—
施設の在所者数	159,701	182,352	213,216
短期入所※2の利用者数	5,374	6,061	6,920

④ 在所者の在所日数 ※1 (%)

	平成10年	平成11年	平成12年
28.5	28.4	20.2	5.8
19.9	21.7	21.7	10.5
6.3	4.3	4.3	4.3

※1 出典:老人保健施設調査(平成10・11年)、介護サービス施設・事業所調査(平成12年)。9月末日の在所者及び9月中の退所者について調査。  
※2 「短期入所ケア」(平成10・11年)又は「短期入所療養介護」(平成12年)

# 療養病床の介護老人保健施設への転換特例について（案）

## 1. 基本的考え方

- ① 医療資源の有効活用と介護基盤整備促進を図る観点から、病院が既設の療養病床の転換により介護老人保健施設を開設する場合に、施設及び構造設備について一定期間の特例措置を設ける。
- ② 特例が受けられるのは、病院の既設の療養病床が病棟単位で病床転換を行う場合であり、介護老人保健施設の基準の特例は下記「2.」の通り。
- ③ 人員基準、運営基準及び介護報酬については、現在の病院等併設の介護老人保健施設と同様とする。

## 2. 特例の内容

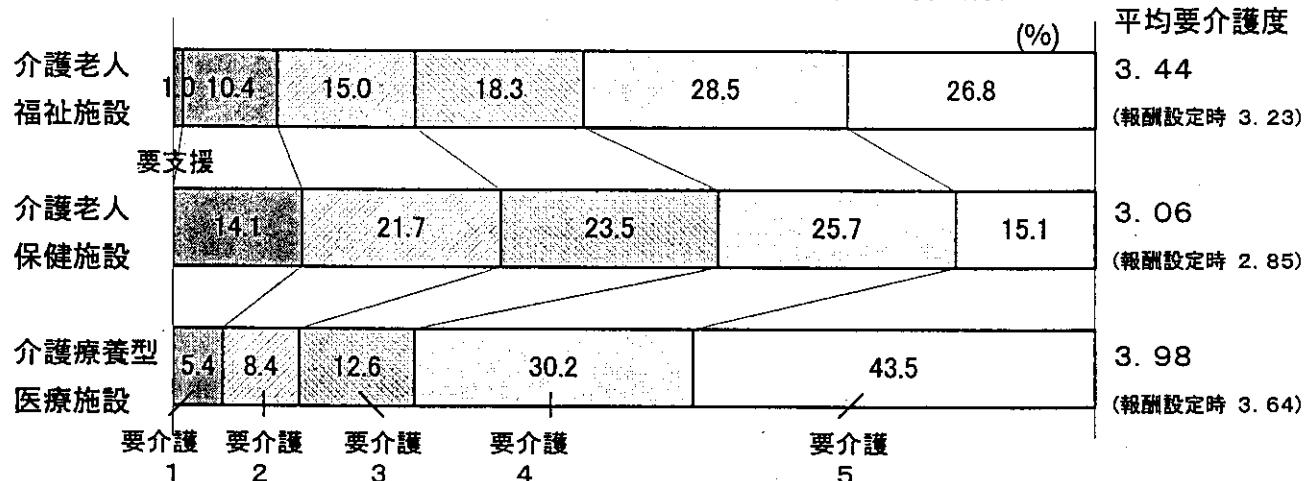
- ・療養室（共用不可、1室4人以下、1人あたり8m<sup>2</sup>以上を特例で6.4m<sup>2</sup>以上（病床転換による療養病床からの転換の場合は6m<sup>2</sup>以上）、5年以内改善の計画）
- ・診察室（共用可）
- ・機能訓練室（共用可、定員×1m<sup>2</sup>を特例で40m<sup>2</sup>以上、5年以内改善の計画）
- ・談話室（共用不可）
- ・食堂（定員×2m<sup>2</sup>で共用可）
- ・浴室（特別浴槽、共用可）
- ・レクリエーション・ルーム（共用可）
- ・廊下幅（片廊下1.8m以上、両廊下2.7m以上を、特例で待避部分があれば転換前の廊下幅で可）
- ・洗面所（共用不可）
- ・便所（共用不可）
- ・サービス・ステーション（共用不可）
- ・調理室（共用可）
- ・洗濯室又は洗濯場（共用可）
- ・汚物処理室（共用可）
- ・エレベーター（共用可）

### 3 参考資料

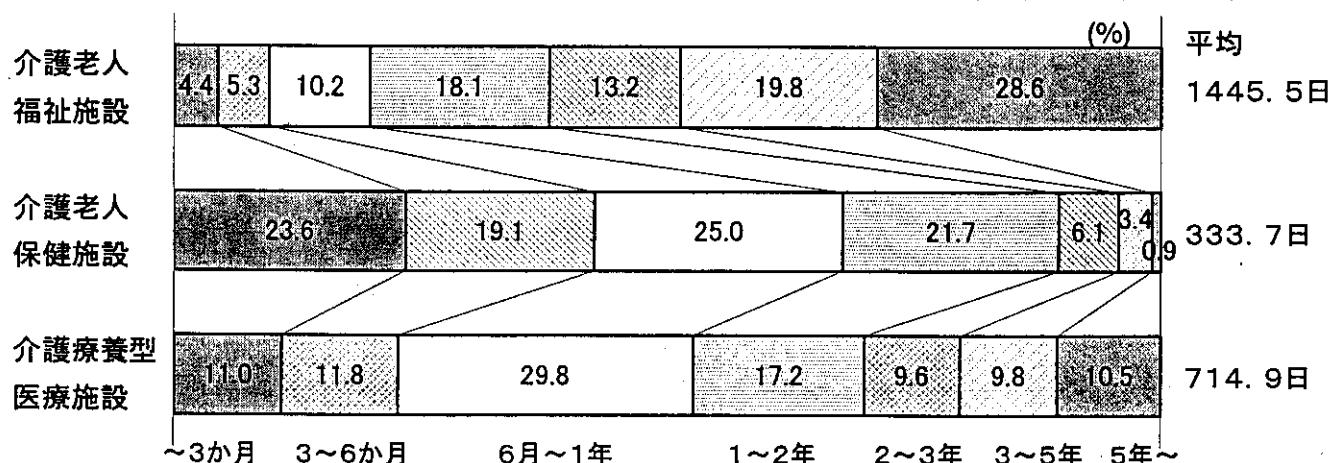
### 介護保険施設の比較

#### ○要介護度の分布

(介護給付費実態調査 平成13年5月審査分)

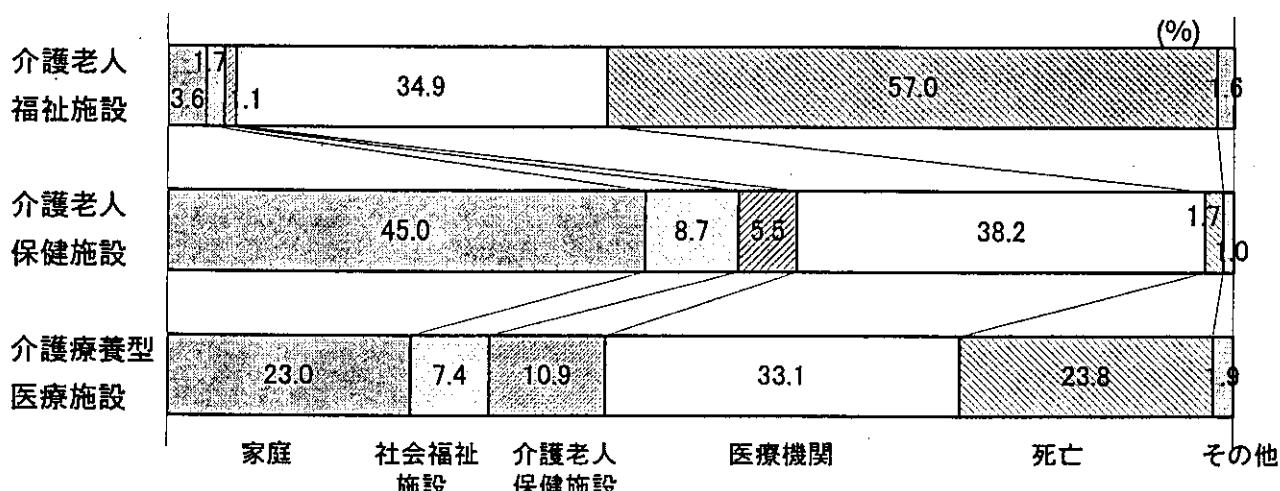


#### ○入所者（入院患者）の在所（院）期間の分布（介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月）



#### ○退所者（退院患者）の行き先

(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)



## 介護老人保健施設入所者についての診療報酬

介護老人保健施設入所者に対する医療についての診療報酬は、老人医科診療報酬点数表の第3章に定められています。

- (1)併設保険医療機関では、①施設入所者自己腹膜灌流薬剤料、②施設入所者材料料、③その他の診療料（下表）を算定できます。
- (2)併設保険医療機関以外の保険医療機関では、①施設入所者共同指導料（入所者の退所後の担当医が施設に赴き、施設の医師と共同で指導を行ったとき）、②施設入所者自己腹膜灌流薬剤料、③施設入所者材料料、④その他の診療料（下表）を算定できます。

項目	小項目	併設保険医療機関	その他
基本診療料	初診料 再診料 外来診療料	算定不可 算定不可 算定不可	算定可 算定可 算定可
特掲診療料			
指導管理等	寝たきり老人退院時共同指導料 診療情報提供料（B） その他のもの	算定不可 算定不可 算定不可	算定可 算定可 算定不可
在宅医療	往診料 その他のもの	算定不可 算定不可	算定可 算定不可
検査	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
画像診断		算定可	算定可
投薬	抗悪性腫瘍剤 その他のもの	算定可 算定不可	算定可 算定不可
注射	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定可 算定不可	算定可 算定不可
リハビリテーション	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
精神科専門療法		算定不可	算定不可
処置	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
手術	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
麻酔	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
放射線治療		算定可	算定可

（注）老人診療報酬点数表の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月17日・老健第50号）別紙2。なお、厚生大臣が定めるものは、老人特掲診療料の施設基準等（平成12年3月17日・厚生省告示第79号）第十二及び別表第三により規定されているものである。（→次頁）

●厚生大臣が定める検査（算定不可）

イ 検体検査

ロ 呼吸循環機能検査等のうち心電図検査及び負荷心電図検査

ハ 眼科学的検査のうち精密眼底検査

ニ 負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験

ホ イからニまでに掲げる検査に最も近似するものとして健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号。以下「健康保険の算定方法」という。）により点数の算定される特殊な検査

●厚生大臣が定める内服薬及び外用薬（算定可）

腫瘍用薬（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）

●厚生大臣が定める注射薬（算定可）

エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血患者の状態にあるものに投与された場合に限る。）

●厚生大臣が定めるリハビリテーション（算定不可）

イ 理学療法

ロ 作業療法

ハ 言語療法

ニ 視能訓練

ホ イからニまでに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして健康保険の算定方法により点数の算定される特殊なリハビリテーション

●厚生大臣が定める処置（算定不可）

(1)一般処置のうち次に掲げるもの

イ 創傷処置（身体の大部分にわたる範囲のもの（じょく瘡に係るものを除く。）を除く。）

ロ 手術後の創傷処置

ハ ドレーン法（ドレナージ）

ニ 湿布処置

ホ 腰椎穿刺

ヘ 胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

ト 腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

チ 咳痰吸引

リ 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

ヌ 摘便

ル 酸素吸入

ヲ 酸素テント

ワ 間歇的陽圧吸入法

カ 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

ヨ 胃・十二指腸ゾンデ法

タ 非還納性ヘルニア徒手整復法

レ 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

(2)救急処置のうち次に掲げるもの

イ 救命のための気管内挿管

ロ 人工呼吸

ハ 非開胸的心マッサージ

ニ 気管内洗浄

ホ 胃洗浄

(3)皮膚科処置のうち次に掲げるもの

イ 皮膚科軟膏処置

ロ いぼ焼灼法

(4)泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ 膀胱穿刺

ロ 陰嚢水腫穿刺

ハ 尿道洗浄（薬液注入を含む。）

ニ 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

ホ 留置カテーテル設置

ヘ 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

(5)産婦人科処置のうち次に掲げるもの

イ 膣洗浄（熱性洗浄を含む。）

ロ 子宮頸管内への薬物挿入法

(6)眼科処置のうち次に掲げるもの

イ 眼処置（洗眼、点眼、片眼帯及び巻軸帯を必要とする処置を含む。）

ロ 眼球腫の穿刺

ハ 睫毛抜去（多数）

ニ 蒸気罨法・熱気罨法

ホ 結膜異物除去

(7)耳鼻咽喉科処置のうち次に掲げるもの

イ 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄、簡単な耳垢栓除去及び片耳帯を含む。）

ロ 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）

ハ 口腔、咽頭処置

ニ 喉頭処置（喉頭注入及び口腔・咽頭処置を含む。）

ホ 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はパルーンによるもの）

ヘ 耳垢栓塞除去（複雑なもの）

ト ネプライザー

チ 超音波ネプライザー

(8)整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。）

(9)栄養処置のうち次に掲げるもの

イ 鼻腔栄養

ロ 滋養浣腸

(10) (1)から(9)までに掲げる処置に最も近似するものとして健康保険の算定方法により点数の算定される特殊な処置

●厚生大臣が定める手術（算定不可）

イ 創傷処理（長径5センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）

ロ 皮膚切開術（長径20センチメートル未満のものに限る。）

ハ デブリードマン（手若しくは指又は足若しくは指の範囲のものに限る。）

ニ 爪甲除去術

ホ 瘢痕手術

ヘ 麦粒腫切開術

ト 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）

チ 咽頭異物摘出術

リ 顎関節脱臼非観血的整復術

ヌ 血管露出術

ル イからヌまでに掲げる手術に最も近似するものとして健康保険の算定方法により点数の算定される特殊な手術

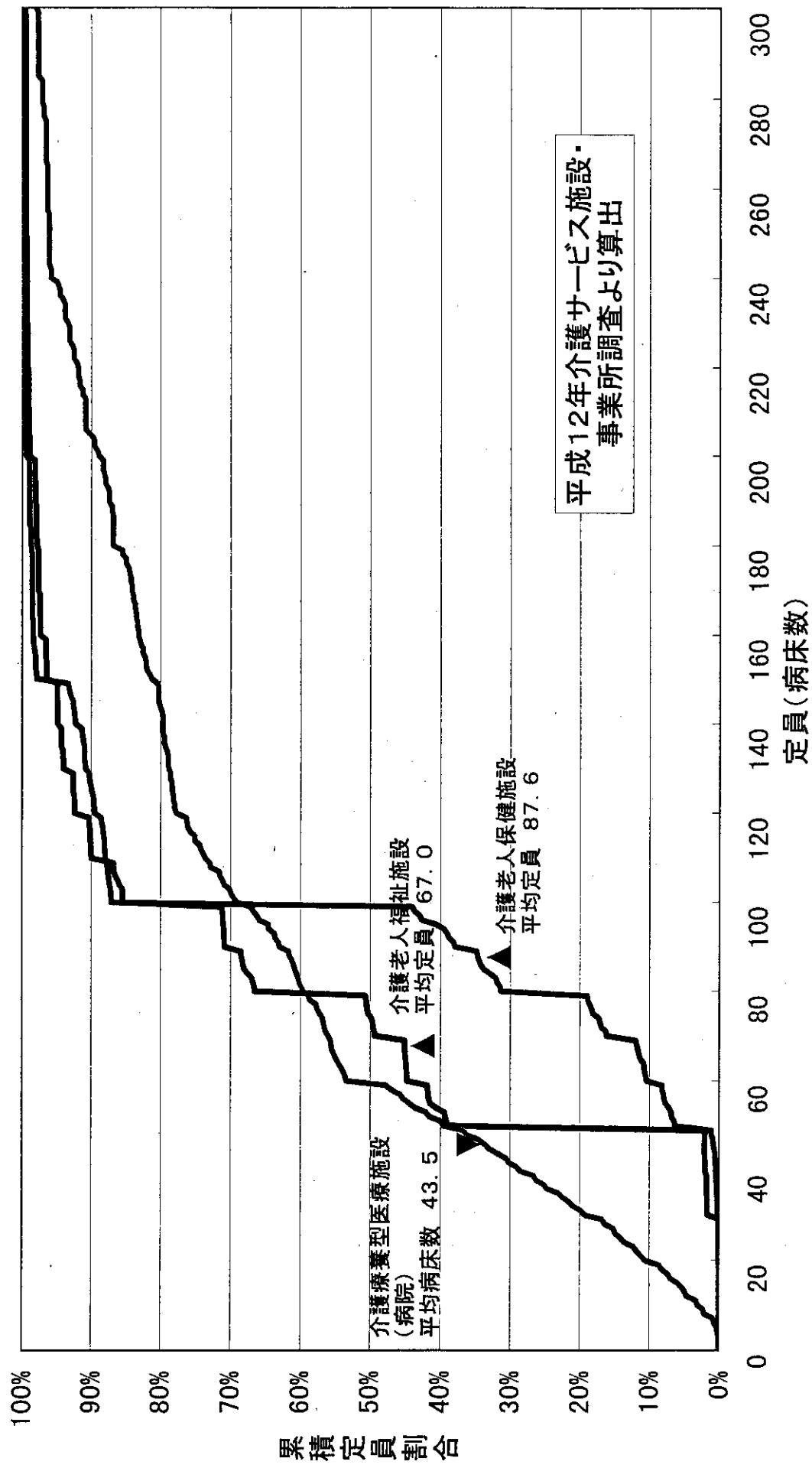
●厚生大臣が定める麻酔（算定不可）

イ 静脈麻酔

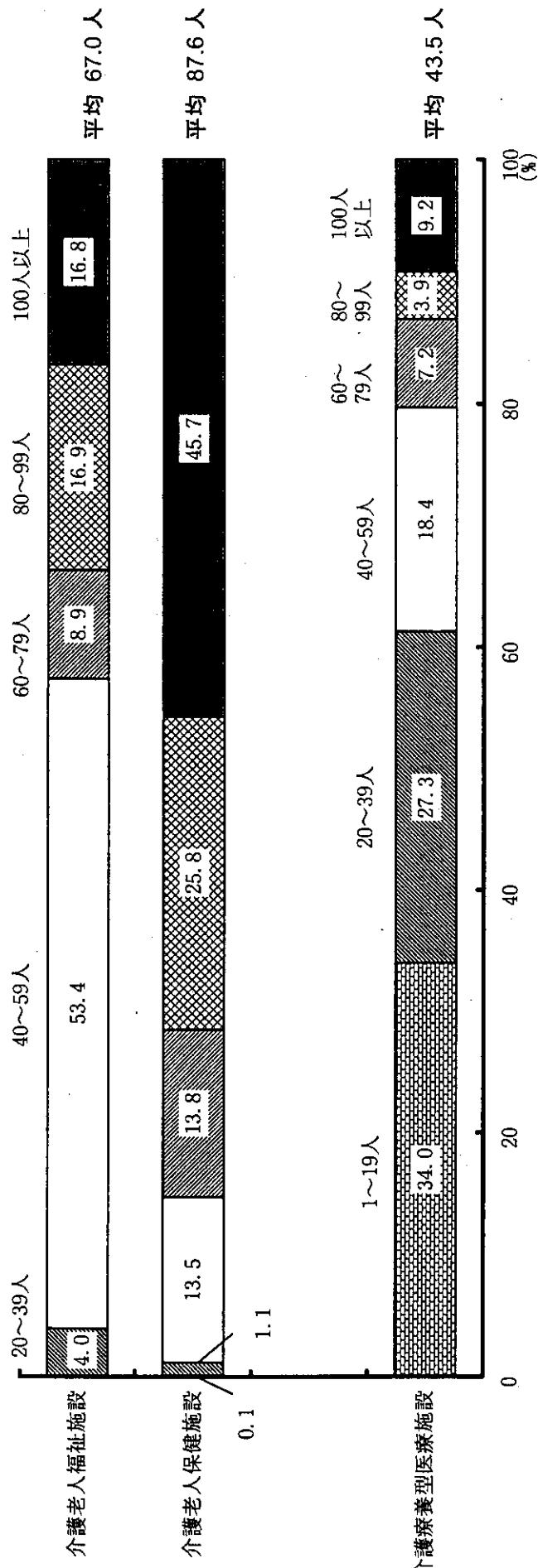
ロ 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

ハ 上記に掲げる麻酔に最も近似するものとして健康保険の算定方法により点数の算定される特殊な麻酔

## 介護保険施設累積定員数



## 定員（病床数）規模別にみた施設数の構成割合



資料：平成12年介護サービス施設・事業所調査

## 各施設の規模の分布

介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
平均定員	67.0人	87.6人	43.5人		
施設規模の分布	○定員20人区分布みた	○定員20人区分布みた	○定員20人区分布みた		
	施設数分布の最頻値 < 平均定員	施設数分布の最頻値 > 平均定員	施設数分布の最頻値 < 平均定員		
	40～59人(53.4%)	100人以上(45.7%)	100人以上(45.7%)	1～19人(34.0%)	43.5人
	○50人定員の施設数の割合 49.6%	○100人定員の施設数の割合 37.8%	○80人定員の施設数の割合 13.6%	○分布の特に集中する施設規模はない	
	○80人定員の施設数の割合 13.3%				

## 介護老人保健施設

### 1 介護給付費に関するデータ(介護給付費実態調査 平成13年5月審査分)

介護老人保健施設総費用 介護給付費全体に占める割合	74,371,881 千円 22.8 %	要介護1 31,943 100%	要介護2 48,885 14.2%	要介護3 52,765 21.7%	要介護4 57,634 23.4%	要介護5 34,176 15.2% (平均要介護度) 3.06
利用者数(人) 構成割合	225,403 100%	27,070 100%	27.2 27.2	25,591 27.0	27.1 27.3	28,456 27.3 27.1
利用者1人当たり平均単位数 利用者1人当たり平均利用日数 利用者1人当たり平均単位数 利用者1人当たり平均単位数	／月(単位) ／月(日) (単位)	996.4	890.0	943.2	995.9	1,044.1 1,091.8
請求事業所数	2,759	438	1,893	145	117	
1事業所当たり平均費用額 1事業所当たり平均実人数 利用者1人当たり平均費用額 利用者1人当たり平均費用額	／月(千円) ／月(人) ／月(千円) ／月(千円)	26,956 82.4 327,330	27,764 84.4 328,921	27,230 82.6 329,684	27,389 86.9 317,342	20,527 66.9 306,760

### ① 要介護状態区分別

利用実日数(日) 構成割合	6,123,379 100%	861,335 14.1%	1,326,342 21.7%	1,439,866 23.5%	1,570,725 25.7%	925,111 15.1% (平均要介護度) 3.06
利用単位数(千単位)	6,101,632	766,594	1,251,035	1,433,977	1,640,003	1,010,022
算定単位数(千単位)	100%	12.6%	20.5%	23.5%	26.9%	16.6%

### ② 人員配置別

	職員配置Ⅰ (3:1)	職員配置Ⅱ (3, 6:1)		
算定日数(日)	6,123,114 100%	5,863,438 95.8%	259,676 4.2%	
算定単位数(千単位)	5,995,412 100%	5,762,298 96.1%	233,114 3.9%	

### ③ 各種加算等の状況

算定日数(日) (施設サービス日数に対する割合)	2,066,386 33.7%	674,919 11.0%	15,147 0.2%	486,576 7.9%	1,083 0.0%	6,491 0.1%	291 0.0%	3,225 0.1%	—
算定単位数(千単位) (施設サービス総単位数に対する割合)	24,797 0.41%	5,1294 0.84%	14,557 0.11%	498 0.24%	6,945 0.01%	87 0.11%	1,613 0.00%	233 0.03%	233 0.00%

④ 食事提供費用額、提供日数

	基本食③ (2120円)	基本食⑤ (2120~200円)	基本食⑥ (2120~600円)	特別食⑦ (2120+350円)	特別食⑧ (2120~ 200+350円)
提供日数（日）	6,072,934	3,882,779	1,284,729	2,202	765,852
費用額（千円）	100%	63.6%	21.2%	0.0%	12.6%
	12,909,070	8,189,085	2,467,660	3,347	1,891,654
	100%	63.4%	19.1%	0.0%	14.7%
					2.8%

⑨ 管理栄養士によって管理されている等  
⑩ 管理栄養士ではなく、栄養士によって管理されている等  
⑪ 管理栄養士、栄養士によって管理されていない等

II サービス提供施設に関するデータ(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)

① 施設数一定員一在所者数

介護老人保健施設	施設数(か所)	定員(人)	在所者数(人)	1施設当たり定員(人)	利用率(%)
	2,667	233,536	213,216	87.6	91.3

※在所者数には、外泊の者を含む。

②従事者数

(常勤換算) 総数	総数(人)	常勤(人)	非常勤(人)	1施設あたり従事者数 (常勤換算)	総数(人)	常勤(人)	非常勤(人)
	137,059	128,084	8,975		51,39	48,03	3,37
医師	3,007	2,561	447	医師	1,13	0.96	0.17
看護婦(士)	9,512	8,830	682	看護婦(士)	3,57	3.31	0.26
准看護婦(士)	16,750	15,807	943	准看護婦(士)	6,28	5.93	0.35
介護職員	73,496	70,213	3,283	介護職員	27,56	26.33	1.23
理学療法士	2,407	2,005	402	理学療法士	0.90	0.75	0.15
作業療法士	1,830	1,624	206	作業療法士	0.69	0.61	0.08
言語聴覚士	195	177	17	言語聴覚士	0.07	0.07	0.01
介護支援専門員	2,935	2,889	46	介護支援専門員	1.10	1.08	0.02
管理栄養士	2,055	2,025	30	管理栄養士	0.77	0.76	0.01

③ 在所期間別在所者数の割合

介護老人保健施設	(人)	総数	3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月	6ヶ月～1年	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年以上	平均在所期間 (日)
	213,216	50,414	40,797	19.1%	53,275	46,181	21.7%	6.1%	2.3%	1.1%	333.7
(要介護度別)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	
要介護1	16.1%	16.6%	14.0%	14.2%	18.1%	19.7%	19.5%	17.3%	17.0%	17.0%	
要介護2	21.3%	21.3%	20.4%	21.2%	22.2%	21.3%	22.2%	19.3%	19.3%	19.3%	
要介護3	24.1%	23.5%	24.5%	25.0%	24.2%	23.8%	21.0%	22.3%	22.3%	19.9%	
要介護4	25.0%	24.1%	26.4%	26.4%	24.0%	23.0%	23.6%	23.6%	23.6%	23.4%	
要介護5	13.5%	14.5%	14.8%	13.3%	11.5%	12.2%	13.7%	13.7%	13.7%	17.6%	
平均要介護度	2.99	2.99	3.03	3.03	2.89	2.87	2.90	3.05	3.05	3.11	

④ 退所後の行き先別にみた退所者数の構成割合と平均入所日数

	退所者数	平均入所日数 (日)	在所日数 3ヶ月未満	3~6ヶ月	6ヶ月~1年	1~2年	2年以上
総数	17,849(人) (100.0%)	184.8	7,957(人) (100.0%)	4,017(人) (100.0%)	3,206(人) (100.0%)	1,937(人) (100.0%)	598(人) (100.0%)
家庭	45.0%	118.4	57.8%	45.9%	33.5%	20.5%	10.7%
介護老人福祉施設	7.3%	286.4	3.1%	8.6%	11.1%	13.6%	13.9%
その他社会福祉施設	1.4%	289.1	0.7%	1.4%	1.8%	3.0%	2.4%
介護老人保健施設	5.5%	240.9	2.5%	6.4%	10.0%	9.0%	3.7%
医療機関	38.2%	225.5	34.0%	35.1%	40.8%	48.7%	64.3%
死亡	1.7%	314.8	1.1%	1.5%	1.6%	3.7%	4.2%
その他	1.0%	214.0	0.3%	0.4%	0.7%	0.9%	0.7%